

第六章 関連法規

1. 生鮮食品品質表示基準
2. 農薬取締法関連
 - (1) 農薬取締法(抜粋)
 - (2) 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令
 - (3) 特定農薬を定める告示
3. 肥料取締法関連
 - (1) 肥料取締法(抜粋)
 - (2) 肥料取締法施行規則(抜粋)
 - (3) 農林水産省告示
 - 特殊肥料等指定
 - 特殊肥料の品質表示基準
 - 普通肥料の公定規格
4. 地力増進法関連
 - (1) 地力増進法(抜粋)
 - (2) 地力増進法施行令
 - (3) 土壌改良資材品質表示基準

第六章 関連法規

1. 生鮮食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第514号)

(適用の範囲)

第1条 この基準は、生鮮食品に適用する。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
生鮮食品	加工食品(加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)第2条に規定するものをいう。)以外の飲食料品として別表に掲げるものをいう。
小売販売業者	販売業者のうち、一般消費者に生鮮食品を販売するものをいう。

(表示事項)

第3条 生鮮食品の品質に関し、販売業者(販売業者以外の包装等を行う者が表示する場合には、その者を含む。以下同じ。)が表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、生鮮食品を生産(採取及び採捕を含む。以下同じ。)し、一般消費者に直接販売する場合又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

(1) 名称

(2) 原産地

2 特定商品の販売に係る計量に関する政令(平成5年政令第249号)第5条に規定する特定商品であって容器に入れ、又は包装されたものについては、販売業者がその容器又は包装に表示すべき事項は、前項各号に掲げるもののほか、内容量、販売業者の氏名又は名称及び住所とする。

(表示の方法)

第4条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項並びに同条第2項の内容量の表示に際しては、販売業者は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

その内容を表す一般的な名称を記載すること。

(2) 原産地

次に定めるところにより事実即して記載すること。ただし、同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合にあっては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、異なる種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあっては当該生鮮食品それぞれの名称に併記すること。

ア 農産物

国産品にあつては都道府県名を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、都道府県名又は原産国名の記載を省略することができる。

イ 畜産物

国産品（生体を輸入した日から牛にあつては3月、豚にあつては2月、牛又は豚以外の家畜にあつては1月以内にと畜して生産したものを除く。）にあつては国産である旨を、輸入品（生体を輸入した日から牛にあつては3月、豚にあつては2月、牛又は豚以外の家畜にあつては1月以内にと畜して生産したものを含む。）にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、国産である旨の記載を省略することができる。

ウ 水産物

(ア) 国産品にあつては生産した水域の名称（以下「水域名」という。）又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、水域名の記載が困難な場合にあつては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができる。

(イ) (ア)の規定にかかわらず、国産品にあつては水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品にあつては原産国名に水域名を併記することができる。

(3) 内容量

計量法（平成4年法律第51号）の例により表示すること。

2 前条第1項に規定する事項の表示は、小売販売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所にしなければならない。

3 前条第2項に規定する事項の表示は、容器又は包装の見やすい箇所にしなければならない。

4 容器又は包装に印刷する表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305（1962）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字としなければならない。

（その他の表示事項及びその表示の方法）

第5条 第3条に規定するもののほか、放射線を照射した製品（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）にあつては、その旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載すること。

（表示禁止事項）

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

(1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

(2) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

(3) その他製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

（その他生鮮食品の品質に関する表示に係る基準）

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、販売業者は、生鮮食品の品質に関し表示する場合には、別に農林水産大臣が定めるところによらなければならない。

- 2 第3条から前条まで及び前項に定めるもののほか、農林水産大臣が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の8第2項の規定に基づき定める品質に関する表示の基準に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

別表（第2条関係）

1 農産物（きのこ類、山菜類及びたけのこを含む。）

- (1) 米穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。）

玄米、精米

- (2) 雑穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。）

とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀

- (3) 豆類（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含み、未成熟のものを除く。）

大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類

- (4) 野菜（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に冷凍したものを含む。）

根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜

- (5) 果実（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に冷凍したものを含む。）

かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実

2 畜産物

- (1) 肉類（単に切断、薄切り等したものと並びに単に冷蔵及び冷凍したものを含む。）

牛肉、豚肉及びいのしし肉、馬肉、めん羊肉、やぎ肉、うさぎ肉、家きん

その他の肉類

- (2) 食用鳥卵（殻付きのものに限る。）

鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、その他の食用鳥卵

3 水産物（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）むき身、単に冷凍及び解凍したものと並びに生きたものを含む。）

- (1) 魚類

淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類

- (2) 貝類

しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ばかがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類

- (3) 水産動物類

いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲か
く類、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類

(4) 海産ほ乳動物類

鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類

(5) 海藻類

こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類

附 則

- 1 この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 2 ブロccoli、さといも、にんにく、根しょうが、生しいたけ、ごぼう、アスパラガス、さやえんどう及びたまねぎ以外の生鮮食品については、平成12年7月1日以後に販売されるものから適用する。

2. 農薬取締法関連

(1) 農薬取締法(昭和23年7月1日法律第82号)(抜粋)

最終改正：平成17年4月27日法律第33号

(目的)

第一条 この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もつて農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第一条の二 この法律において「農薬」とは、農作物(樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス(以下「病害虫」と総称する。)の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤(その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。)及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。

2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

3 この法律において「製造者」とは、農薬を製造し、又は加工する者をいい、「輸入者」とは、農薬を輸入する者をいい、「販売者」とは、農薬を販売(販売以外の授与を含む。以下同じ。)する者をいう。

4 この法律において「残留性」とは、農薬の使用に伴いその農薬の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。)が農作物等又は土壤に残留する性質をいう。

(公定規格)

第一条の三 農林水産大臣は、農薬につき、その種類ごとに、含有すべき有効成分の量、含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項についての規格(以下「公定規格」という。)を定めることができる。

2 農林水産大臣は、公定規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その期日の少くとも三十日前までに、これを公告しなければならない。

(農薬の登録)

- 第二条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第七条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 前項の登録の申請は、次の事項を記載した申請書、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本を提出して、これをしなければならない。
- 一 氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。）及び住所
 - 二 農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量
 - 三 適用病害虫の範囲（農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤にあつては、適用農作物等の範囲及び使用目的。以下同じ。）及び使用方法
 - 四 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
 - 五 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
 - 六 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
 - 七 貯蔵上又は使用上の注意事項
 - 八 製造場の名称及び所在地
 - 九 製造し、又は加工しようとする農薬については、製造方法及び製造責任者の氏名
 - 十 販売する場合にあつては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量
- 3 農林水産大臣は、前項の申請を受けたときは、独立行政法人農薬検査所（以下「検査所」という。）に農薬の見本について検査をさせ、次条第一項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく当該農薬を登録し、かつ、次の事項を記載した登録票を交付しなければならない。
- 一 登録番号及び登録年月日
 - 二 登録の有効期間
 - 三 申請書に記載する前項第二号及び第三号に掲げる事項
 - 四 第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつては、「水質汚濁性農薬」という文字
 - 五 製造者又は輸入者の氏名及び住所
 - 六 製造場の名称及び所在地
- 4 検査項目、検査方法その他前項の検査の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。
- 5 現に登録を受けている農薬について再登録の申請があつた場合には、農林水産大臣は、これについて、第三項の検査を省略することができる。
- 6 第一項の登録の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(製造者及び輸入者の農薬の表示)

第七条 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器(容器に入れないで販売する場合にあつてはその包装)に次の事項の真実な表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

一 登録番号

二 公定規格に適合する農薬にあつては、「公定規格」という文字

三 登録に係る農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量

四 内容量

五 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法

六 第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつては、「水質汚濁性農薬」という文字

七 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

八 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

九 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

十 貯蔵上又は使用上の注意事項

十一 製造場の名称及び所在地

十二 最終有効年月

(2) 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

(平成15年3月7日農林水産省・環境省令第5号)

最終改正：平成17年5月20日農林水産省・環境省令第1号

(農薬使用者の責務)

第一条 農薬を使用する者(以下「農薬使用者」という。)は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 二 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- 三 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 四 農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 五 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 六 公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水(その汚濁により汚染される水産動植物を含む。)の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(表示事項の遵守)

第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等(以下「食用農作物等」という。)に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。
- 二 付録の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。
- 三 農薬取締法施行規則(昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」という。)第七条第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。
- 四 規則第七条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。
- 五 規則第七条第二項第四号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。
 - イ 種苗法施行規則(平成十年農林水産省令第八十三号)第二十三条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第七条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数
 - ロ イの場合以外の場合には、規則第七条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

2 農薬使用者は、農薬取締法第七条第十二号に規定する最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。

(3) 特定農薬を定める告示

農林水産省・環境省 告示第1号

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項の規定に基づき、特定農薬を次のように定め、平成15年3月10日から施行する。

一 天敵

昆虫網及びクモ網に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島をいう。）にあっては、当該離島内）で採取されたもの

二 一以外のもの 重曹及び食酢

3 . 肥料取締法関連

(1) 肥料取締法 (昭和 2 5 年 5 月 1 日法律第 1 2 7 号)(抜粋)

最終改正 : 平成 1 6 年 1 2 月 1 日法律第 1 5 0 号

(目的)

第一条 この法律は、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もつて農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「肥料」とは、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土じょうに化学的変化をもたらすことを目的として土地にほどこされる物及び植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物をいう。

2 この法律において「特殊肥料」とは、農林水産大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料をいい、「普通肥料」とは、特殊肥料以外の肥料をいう。

3 この法律において「保証成分量」とは、生産業者、輸入業者又は販売業者が、その生産し、輸入し、又は販売する普通肥料につき、それが含有しているものとして保証する主成分（肥料の種別ごとに政令で定める主要な成分をいう。以下同じ。）の最小量を百分比で表わしたものをいう。

4 この法律において「生産業者」とは、肥料の生産（配合、加工及び採取を含む。以下同じ。）を業とする者をいい、「輸入業者」とは、肥料の輸入を業とする者をいい、「販売業者」とは、肥料の販売を業とする者であつて生産業者及び輸入業者以外のものをいう。

(2) 肥料取締法施行規則 (昭和 2 5 年 6 月 2 0 農林省令第 6 4 号)(抜粋)

最終改正 : 平成 1 6 年 4 月 2 3 日農林水産省令第 4 0 号

第十一条 法第十七条第一項（法第三十三条の二第六項 において準用する場合を含む。次項及び第六項において同じ。）若しくは第二項 又は第十八条第一項 の規定により付さなければならない保証票の様式は、生産業者保証票にあつては別記様式第九号、輸入業者保証票にあつては別記様式第十号、販売業者保証票にあつては別記様式第十一号によらなければならない。

様式第9号（第11条関係）

（イ）登録肥料（法第4条第1項3号に定める普通肥料の登録を受けたもの及び法第33条の2第1項の規定による登録を受けたものを除く。）の場合

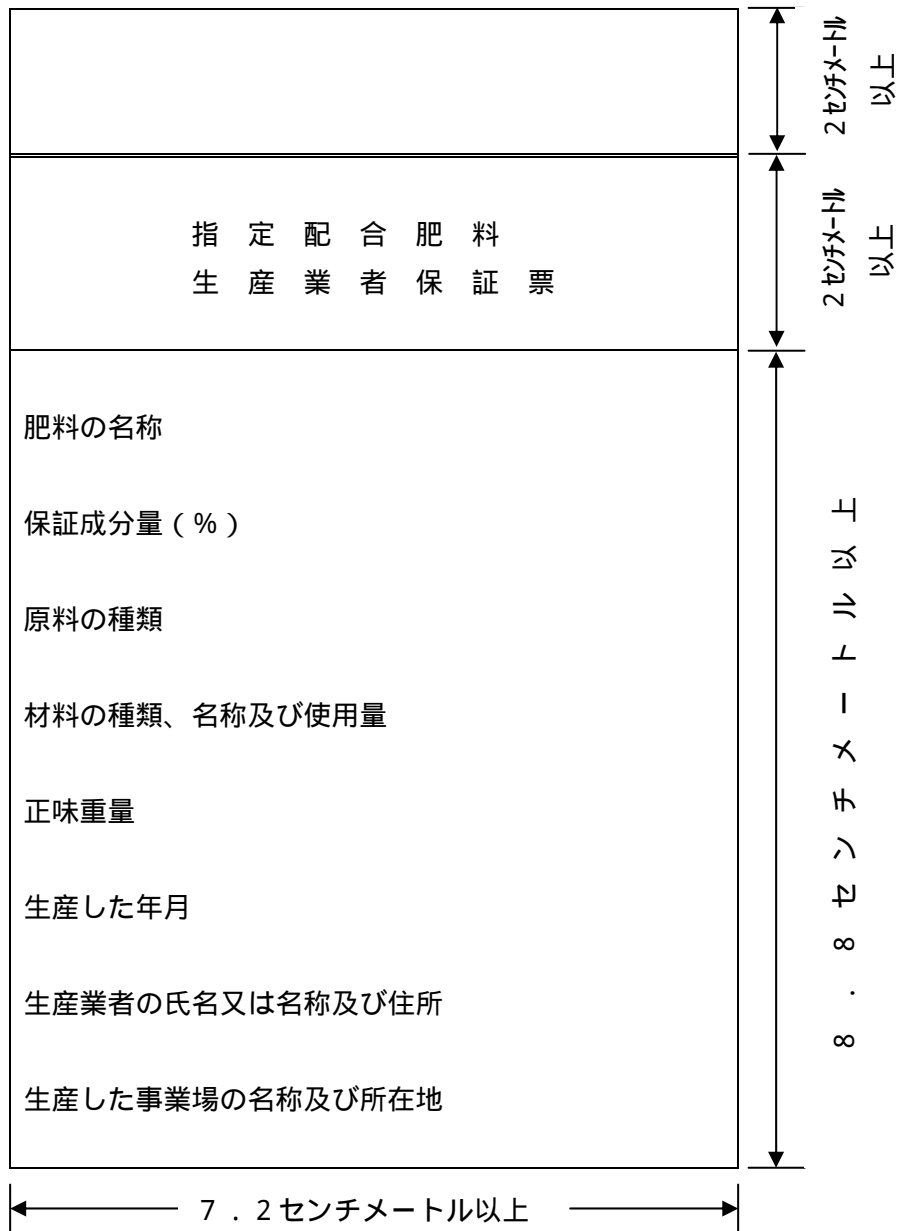
	2センチメートル以上
生産業者保証票	2センチメートル以上
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量（％） 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合（％） 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地	8センチメートル以上

7.2センチメートル以上

備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類の記事は、第11条の2第1項に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。
- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 混入した物の名称及び混入の割合の記載は、法第25条ただし書の規定により異物を混入した場合に限る。
- 7 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 8 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 9 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記録するものとする。

(二) 指定配合肥料の場合



備考 (イ)の備考第1号から第5号まで及び第7号から第9号までの規定は、指定配合肥料生産業者保証票について準用する。この場合において、(イ)の備考第7号及び第8号中「登録番号」とあるのは「肥料の名称」と読み替えるものとする。

様式第10号(第11条関係)

(イ)登録肥料(法第4条第1項3号に定める普通肥料の登録を受けたもの及び法第33条の2第1項の規定による登録を受けたものを除く。)の場合

	↑ 2センチメートル以上
輸 入 業 者 保 証 票	↑ 2センチメートル以上
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量(%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合(%) 正味重量 輸入した年月 輸入業者の氏名又は名称及び住所	↑ 8センチメートル以上
← 7.2センチメートル以上 →	

備考

- 1 様式第9号(イ)備考第1号から第5号まで、第7号及び第9号の規定は、輸入業者保証票について準用する。この場合において、様式9号(イ)の備考第7号中「生産した年月」とあるのは、「輸入した年月」と読み替えるものとする。
- 2 混入した物の名称及び混入の割合の記載は、公定規格で定める農薬その他の物が公定規格で定めるところにより混入された場合に限る。

様式第 11 号 (第 11 条関係)

(イ) 登録肥料 (法第 4 条第 1 項 3 号に定める普通肥料の登録を受けたもの及び法第 33 条の 2 第 1 項の規定による登録を受けたものを除く。) の場合

		2 センチメートル 以上
販 売 業 者 保 証 票	↑ ↓	2 センチメートル 以上
肥料の種類 肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合 (%) 正味重量 生産 (輸入) した年月 生産業者 (輸入業者) の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所	↑ ↓	上 以 ル ト ー メ チ ン セ 8 . 8
← 7 . 2 センチメートル以上 →		

備考

- 1 様式第 9 号 (イ) の備考第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号並びに様式第 10 号 (イ) の備考第 2 号の規定は、販売業者保証票について準用する。この場合において、様式第 9 号 (イ) の備考第 8 号中「登録番号」とあるのは「肥料の種類」と読み替えるものとする。
- 2 販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。

(3) 農林水産省告示

特殊肥料等指定（昭和25年6月20日農林省告示第177号）

最終改正 平成17年2月7日農林水産省告示第253号 施行 平成17年3月9日

一 肥料取締法第二条第二項の特殊肥料

(イ) 次に掲げる肥料で粉末にしないもの

魚かす（魚荒かすを含む。以下同じ。）

干魚肥料

干蚕蛹

甲殻類質肥料

蒸製骨

（脱こう骨を含み、牛の部位（肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）を除く。以下同じ）を原料とする場合にあっては、牛のせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を受けていない牛の部位（以下「せき柱等」という。）が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

蒸製てい角

肉かす（牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

羊毛くず

牛毛くず

粗砕石灰石

(ロ) 米ぬか

はつこう米ぬか

はつこうかす（生産工程中に塩酸を使用しないしろう油かすを除く。以下同じ。）

アミノ酸かす（廃糖蜜アルコール醗酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量0.5パーセント以上のものを除く。）

くず植物油かす及びその粉末（植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末をいう。）

草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末

木の実油かす及びその粉末（カボツク油かす及びその粉末を除く。以下同じ。）

コーヒーかす

くず大豆及びその粉末（くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧ぺんしたものと及びその粉末をいう。）

たばこくず肥料及びその粉末（変性しないたばこくず肥料粉末を除く。）

乾燥藻及びその粉末

落棉分離かす肥料

よもぎかす

草木灰（じんかい灰を除く。）

くん炭肥料

骨炭粉末（牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

骨灰（牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

セラツクかす

にかわかす（オseinからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

魚鱗（蒸製魚鱗及びその粉末を除く。）

家きん加工くず肥料（蒸製毛粉（羽を蒸製したものを含む。）を除く。）

はつこう乾ふん肥料（し尿を嫌気性醗酵で処理して得られるものをいう。以下同じ。）

人ふん尿（凝集を促進する材料（以下「凝集促進材」という。）又は悪臭を防止する材料（以下「悪臭防止材」という。）を加え、脱水又は乾燥したものを除く。）

動物の排せつ物

動物の排せつ物の燃焼灰

たい肥（わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。）をいい、牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

グアノ（窒素質グアノを除く。）

発泡消火剤製造かす（てい角等を原料として消火剤を製造する際に生ずる残りかすをいう。）

貝殻肥料（貝粉末及び貝灰を含む。）

貝化石粉末（古代にせい息した貝類（ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したものを含む。）が地中に埋没たい積し、風化または化石化したものの粉末をいう。以下同じ。）

製糖副産石灰

石灰処理肥料（果実加工かす、豆腐かす又は焼ちゆう蒸留廃液を石灰で処理したものであつて、乾物1キログラムにつきアルカリ分含有量が250グラムを超えるものをいう。）

含鉄物（褐鉄鉱（沼鉄鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものに限る。）、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を百分の十以上含有するものをいう。以下同じ。）

微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、3ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。）

カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）

石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）

特殊肥料の品質表示基準（平成12年8月31日農林水産省告示第1163号）

最終改正「平成17年2月28日農林水産省告示第364号」施行 平成17年4月1日
を参照

普通肥料の公定規格（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）

最終改正「平成18年3月1日農林水産省告示第218号」施行 平成18年4月1日
を参照

4. 地力増進法関連

(1) 地力増進法（昭和59年5月18日法律第34号）（抜粋）

最終改正：平成11年12月22日法律第186号

第十一条 農林水産大臣は、植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物（肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する肥料にあつては、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学的变化をもたらすことと併せて土壌に化学的变化以外の变化をもたらすことを目的として土地に施される物に限る。以下「土壌改良資材」という。）のうち、その消費者が購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、地力の増進上その品質を識別することが特に必要であるためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定める種類のものについて、その種類ごとに、次に掲げる事項につき表示の基準となるべき事項を定め、これを告示するものとする。

一 原料、用途、施用方法その他品質に関し表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して土壌改良資材を業として製造（配合、加工及び採取を含む。）する者（以下「製造業者」という。）又は土壌改良資材を業として販売する者（以下「販売業者」という。）が遵守すべき事項

2 都道府県知事は、土壌改良資材の種類を示して、前項の表示の基準となるべき事項を定めるべき旨を農林水産大臣に申し出ることができる。

(2) 地力増進法施行令 (昭和59年10月1日 政令第299号)

最終改正 平成8年10月25日 政令第306号

地力増進法第十一条第一項の政令で定める種類の土壌改良資材は、次に掲げる物とする。ただし、成分、性能その他の品質に関する事項について農林水産大臣が基準を定めた種類のものにあつては、当該基準に適合しないものを除く。

- 一 泥炭
- 二 バークたい肥
- 三 腐植酸質資材 (石炭又は亜炭を硝酸又は硝酸及び硫酸で分解し、カルシウム化合物又はマグネシウム化合物で中和した物をいう。)
- 四 木炭 (植物性の殻の炭を含む。)
- 五 けいそう土焼成粒
- 六 ゼオライト
- 七 バーミキュライト
- 八 パーライト
- 九 ベントナイト
- 十 VA菌根菌質材
- 十一 ポリエチレンイミン系資材 (アクリル酸・メタクリル酸ジメチルアミノエチル共重合物のマグネシウム塩とポリエチレンイミンとの複合体をいう。)
- 十二 ポリビニルアルコール系資材 (ポリ酢酸ビニルの一部をけん化した物をいう。)

(3) 土壌改良資材品質表示基準 (昭和59年10月1日農林水産省告示第2002号)

最終改正 平成12年8月31日 農林水産省告示第1164号

を参照